

環境影響評価審査書

104 Y-HEART計画基盤整備事業

I 総括事項

Y-HEART計画基盤整備事業（以下「本件事業」という。）は、西武鉄道株式会社が、横須賀市衣笠町字湯屋谷692番2ほかの90.1ヘクタールの土地において、横須賀市が策定した「Y-HEART構想（平成7年9月）」に基づく計画誘導を受け、人間科学の研究開発拠点を形成するため、研究・研修施設用地、住居施設用地、道路、公園・緑地等の整備を行うものである。

実施区域は横須賀市の南部、大楠山の南東約1.5キロメートルに位置し、その北側において横浜横須賀道路及び衣笠ICと、東側において市道衣笠太田和線と接しており、周辺には、東から北側の一部に住宅地が、西及び南側に公共残土や一般廃棄物の埋立跡地がある。また、実施区域の北側の衣笠城址から大楠山へ連なる丘陵地は、衣笠大楠山風致地区及び近郊緑地保全区域に指定されている。

実施区域内については、谷戸の大半が公共残土の埋め立てにより、地形改変を受けているが、北東側の谷戸部と尾根筋を中心に、二次林を主とした比較的まとまった緑が残されている。

本件事業の実施に当たっては、次の基本的視点に十分配慮し、周辺環境への影響を軽減するため、最大限の環境保全対策を講じるとともに、供用開始後においても、引き続き環境の保全に努める必要がある。

○ 実施区域周辺の生態系への影響を極力軽減し、連続した自然環境の保全や創出に十分配慮する必要がある。

○ 創出する緑地、止水域等の自然環境は、将来にわたって維持されることが重要であり、保全する緑地等も含め、供用開始後の維持管理計画を綿密に策定する必要がある。

○ 建設機械の稼働による排気ガス、降雨時の濁水発生等、工事中における周辺地域の環境への影響を低減するよう配慮する必要がある。

基本的な視点は以上のとおりであるが、本件事業の環境影響予測評価書案に係る各評価項目等についての個別的な審査結果は、次のとおりである。

事業者は、環境影響予測評価書の作成に当たっては、これらの内容を十分に踏まえ、適切な対応を図る必要がある。

II 個別事項

1 水質汚濁

(1) 造成工事中における濁水対策について

ア 仮設沈砂池容量の設定等について

集水域ごとに設ける仮設沈砂池は、60mm/日の降雨に対応する濁水を全量貯留する計画としているが、日降雨量の設定根拠の妥当性を明らかにするとともに、想定される連続降雨量も考慮して仮設沈砂池の容量を検討すること。

イ 濁水の管理方法等について

造成工事中の濁水対策は、濁水の管理基準値及び濁水濃度の把握方法を含めた適切な管理方法を検討すること。また、多降雨時における濁水の緊急的な対策として使用を計画している凝集剤の種類、使用量及び投入の方法を明らかにすること。

(2) 濁水予測について

本件事業は、横須賀流通業務拠点基盤整備事業からの建設発生土を利用する計画としており、当該環境影響予測評価書案に示された複数箇所の建設発生土の沈降試験結果のうち1箇所の結果（7時間で30mg/L）を用いているが、他

の箇所の結果も併せて濁水予測を実施すること。

2 廃棄物・発生土

眺望公園を計画している付近は、横須賀市の災害復旧事業により、過去に廃棄物が埋め立てられていることから、事業実施の際には当該部分のより詳細な地質調査や土壌分析等を行うなど、細心の注意を払うこと。

また、廃棄物が排出された場合は、その処理方法等についても適正に対処すること。

3 植物・動物・生態系

造成予定場所で確認された注目すべき植物種は、保全する自然緑地内に残存する同種の各個体周辺に移植するとしているが、その残存局所集団に影響を与えないよう、移植の場所、方法等を検討した上で実施すること。

また、移植後はモニタリングを実施した上で、その結果によっては適切な対応を図ること。

4 安全（交通）

一般交通の将来交通量については、回帰式から、その伸びは減少傾向と判断しているが、横須賀市内全域における交通量の動向等も加味した上で、適切な方法を用いて、将来交通量を設定し直すこと。

5 事後調査

植物・動物・生態系の事後調査地点については、公園・緑地計画を基に選定するとしているが、植物・動物・水生生物（魚類、底生生物）ごとにその調査地点を具体的に明らかにすること。

6 その他

(1) 工事中における配慮について

建設機械の稼働及び工事用車両等の運行に伴う排気ガスが周辺地域の環境へ与える影響を低減させるための配慮をすること。

(2) 止水域の保全について

実施区域内北部において、谷戸部に残る湿地を中心とした生態系や森林機能を保全するとしているが、そのほかにミティゲーション（環境影響緩和）の観点から止水域の保全を検討すること。

(3) 緑化計画等について

民間系用地における施設内緑地は、用途・敷地規模に応じて緑化するとしているが、緑化を行う際の基本方針、区域、割合及びその担保措置を明らかにすること。

また、中央稜線緑道は、動物相の移動経路として位置づけていることから、その幅、連続性をより一層確保するよう検討すること。

(4) 親水公園の整備内容等について

実施区域内に整備される調整池には、常時水域を確保し、親水公園として利用を図るとしているが、その整備内容を明らかにするとともに、水量の確保の方法を含めた維持、管理計画等を策定すること。また、止水域及び湿性域の保全策等を明らかにすること。